

監査結果公表第24-8号

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成24年11月30日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	永 田 善 久
同	竹 田 孝 吏

記

1 定期監査

こども未来部（こども政策課、保育課、青少年課、桂青少年会館、安中青少年会館）

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 大松桂右様

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	永 田 善 久
同	竹 田 孝 吏

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成24年4月2日から平成24年10月30日まで

2 監査の対象部局

こども未来部（こども政策課、保育課、青少年課、桂青少年会館、安中青少年会館）

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成23年度の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成24年5月18日以前は平田正司、花村茂男両氏が監査を執行したことを申し添える。

【こども政策課】

1 文書事務について

- (1) 就園指定園変更の申請において、就園期間開始後に許可の決裁が行われているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金及び就園助成費補助金の交付決定通知と同日付で、課長名にて各幼稚園長宛てに補助金振込日等を通知する文書を送付されているが、当該要綱において補助金の交付については交付決定を受けた相手方の請求後行うこととなっており、交付決定の段階で振込日が確定するものではないので、適切な事務処理に改めること。また、八尾市私立幼稚園事務協力金の交付においても同様の行為を行っていたので改めること。
- (3) 伺書等において、決裁日、施行日等の記入がないものや廃棄年月が誤っているもの、文書公開の取扱区分が誤っているもの、消去可能なペンで記載されているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

2 調定事務について

幼稚園保育料の滞納繰越分の調定について、平成23年度一般会計歳入歳出決算書には調定金額が計上されているが調定書は作成されていなかったので、適正な事務処理を行うこと。

3 支出事務について

物品・修理要求書等において、決裁不足や決裁過剰のものが見受けられたので適正な事務処理を行うこと。

4 契約事務について

契約締結に係る伺書に添付された見積書に日付がないものや、見積書の明細内訳が不十分なもの、記載金額に一部誤りがあるものなどが見受けられたので、適切な契約事務処理の確保に努めること。

【保育課】

1 契約事務について

- (1) 保育所給食用の牛乳や精米、調味料等の購入については随意契約にて単価契約を締結しているが、契約に係る伺書において予定数量及び予定支出総額の記載がなかった。予算の範囲内での執行や随意契約の可否、決裁区分については、契約単価に予定数量を掛けた予定支出総額で判断することになるので、記載するよう改めること。
- (2) 委託契約における相手方からの見積書について、提出日の記載がもれているものが見受けられたので適正な事務処理の確保に努めること。また、市からの見積書提出依頼書において、提出期限を契約締結日以降の日付とし、契約日以降に見積書を受領しているものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (3) 同一保育所での同種の工事(修繕業務)であるにも関わらず、予算科目の違い(工事請負費、修繕料)により修繕料で執行したもののが、修繕料で執行されている業務全てについて複数者からの見積書が徴されてなかった。修繕料での執行は工事請負費に比べ事務処理が簡便になるが、施設の安全性等から緊急の処理を要する場合や特殊な修繕である場合等を除き、競争性の観点から複数者から見積書を徴するよう改めること。

2 保育料の分納誓約について

分納誓約については時効の中止事由となるものであり、中断の効力としての証拠能力の観点から分納誓約書を徴する必要がある。保育料の分納誓約書を確認したところ、電話など口頭で分納を約

した際に、職員が分納額等を誓約書に記入後、署名、押印を求めるため書類を相手方に送付したが返送されず、送付前の控が綴られているのみで誓約者の署名、押印がされていないものが見受けられたので、相手方から確実に分納誓約書を徴すこと。

3 文書事務について

- (1) 伺書において、文書公開の取扱区分が誤っているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 伺書等において、施行日や廃棄年月が不適当なもの、消去可能なペンで記載されているもの、受発信番号が同一番号になっていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

(子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」)

1 文書事務について

- (1) 子育てサークル登録について、登録伺書の決裁日より前に登録証が発行されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (2) 子育て短期支援事業について、利用申請は事前に行われているにもかかわらず、利用決定の決裁と決定通知書の発行が事後になっているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (3) 伺書において、決裁不足のものや決裁区分欄の記入が誤っているもの、施行日が不適当なもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

2 契約事務について

業務委託に係る契約書において、契約保証金免除の根拠条項が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

3 八尾市つどいの広場事業に係る事務について

平成 22 年度八尾市つどいの広場事業実績報告において、添付資料に記入もれや記載誤り等が見受けられたので、報告内容の確認を徹底すること。

4 母子家庭等日常生活支援事業について

- (1) 八尾市母子家庭等日常生活支援事業事務取扱要領第 10 条第 2 項「前条の規定による年度更新手続きにおいて・・・」とあるが、前条に年度更新手続きの規定がないため、改めること。
- (2) 同事業実施要綱において、本事業の対象者は、母子家庭等にあって自立促進に必要な事由又は、社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、子育てサービスが必要な家庭とされており、具体的な事由が列挙されているが、同事業取扱要領に定めのある母子家庭等日常生活支援事業派遣等受付書（以下、「受付書」という。）の派遣理由等欄において、項目のもれがあるため、適正に改めること。
- (3) 事業の委託先である事業実施団体での被生活援助者からの派遣希望に基づく受付書及び家庭生活支援員から事業実施団体への同事業援助等報告書において、受付日及び報告日が記入されていないものが多く見受けられた。また、受付書の受付日が不適切な日付となっているものも多数あるため、受付書等の記載内容の確認を徹底すること。

(市立保育所)

1 延長保育料の受領について

金融機関に納入可能な時間帯以外に保護者が納入現金を持参した場合、保育課の方針で翌日の持

参考を依頼しているが、これは公金の取扱いとしては不適切であるため、取扱い方法を検討すること。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター事務について

掛金の入出金について金銭出納簿への記帳がなく、また、保護者の徴収記録も保管されていないため、適切な事務処理に改めること。

3 私用電話利用料について

私用電話について、利用が従前に比べ著しく減少しているにもかかわらず、利用料の取扱い方法が変更されていないため、現金が長期間保管されていることから、適切な取扱い方法を検討すること。

4 保護者からの預かり金について

- (1) 写真代について金銭出納簿が作成されておらず、金額の一部を入出金するなど通帳で確認しにくい運用になっているため、適正な事務処理に改めること。
- (2) 金銭出納簿において修正テープを使用している箇所が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (3) 写真代において、金銭出納簿の日付と領収書の日付が不一致となっている箇所が見受けられたので、適正な事務処理に努めること。

【青少年課】

1 契約事務について

- (1) 業務委託契約にかかる伺書において、決裁区分等の根拠となる年間予定金額、予算額等の記載されていない事例が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 指名競争入札に基づく業務委託契約締結の伺書において、代理者による入札書に委任状の添付がなされていない事例が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

2 文書事務について

- (1) 八尾市青少年問題協議会については、八尾市青少年問題協議会設置要項を設置の根拠としているが、地方青少年問題協議会法(昭和28年法第83号)第1条では、都道府県及び市町村に置くことができる青少年問題協議会は附属機関として位置づけられており、また、地方自治法第138条の4第3項では、執行機関の附属機関の設置は、条例で規定しなければならないとされていることから、同協議会の設置について条例化を図ること。
- (2) 行政財産の目的外使用許可にかかる伺書で、使用料の算定についての端数処理を誤っているものや、決裁日が使用許可期間の開始日より後になっているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (3) 後援名義等の使用許可についての伺書で、許可条件となっている収支決算書等報告書の提出されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (4) 八尾市青少年指導員等各種委員の委嘱についての伺書で、決裁日や被委嘱者の承諾書の日付が、委嘱期間の開始日より後になっているものが見受けられた。また、八尾市放課後子ども教室推進事業の委託契約についての伺書でも、決裁日が委託期間の開始日より後になっているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (5) 地区住民懇談会開催にかかる謝礼金の交付について、同謝礼金の交付取り扱い要項の規定及び添付書類の内容によれば、謝礼金としての支出は適切ではなく、助成金等へ支出科目を変更するとともに、要項の改正等適正な事務処理に改めること。

(6) 「八尾市放課後子ども教室推進事業」運営委員会設置要綱には運営委員の謝礼金等について、何ら規定がなされていないので適正な事務処理に改めること。

3 八尾市野外活動協会への補助金交付事務について

八尾市野外活動協会への補助金交付要綱では、「社会情勢の変化、補助金の目的達成・効果を常に勘案し、補助金の額、交付の終期等について概ね3年ごとに見直しを行う。」と規定されているが、見直しがなされておらず、また、「補助金等交付基準」における支給基準に照らし、同協会の決算額では繰越額が大きくなっているので、補助金額の見直し等適切な事務執行について検討すること。

4 会計事務について

- (1) 全国子ども会中央会議・研究大会への参加については、財団法人大阪府こども会育成連合会の企画に参画し旅費・負担金を支出しているが、指定宿泊や日当の取り扱いについて八尾市職員旅費条例施行規則の規定と不整合のものが見受けられたので、今後も同様の参加方式をとる場合は支出科目の変更等適正な事務処理を行うこと。
- (2) 八尾市立大畠山青少年野外活動センターの行政財産の一部使用許可(飲料水自動販売機の設置)に伴う電気料金の徴収について、納入義務者である障がい者団体ではなく自動販売機取扱業者へ直接請求し、同業者より納入されているので、適正な事務処理に改めること。

5 備品について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、指定管理者への貸与備品において、備品台帳における備品名の表記が適切でないものや、備品シール(新システム分)を未貼付のものが見受けられたので、備品台帳の整備および指定管理者への指導等を行うこと。

(放課後児童育成室)

1 放課後児童室における事務処理等について[全28地区のうち3地区(刑部、志紀、上之島)を監査]

- (1) 間食費の出納事務において、領収書に日付の記入されていないものや預金通帳の出金日と金銭出納簿の日付が不一致のもの、また、出金日より業者への支払日まで日数を要し、その間現金で保管している事例が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 指導員の年次有給休暇カードの処理日と出勤簿の日付が相違しているものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。

2 教育委員会からの委任事務について

- (1) 八尾市放課後児童室設置条例施行規則に定められた八尾市放課後児童室に関する事務については、八尾市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則別表(第2条関係)で市長の補助機関であるこども未来部長に委任されているが、委任事務に含まれる放課後児童室の入室許可決定や保育料減免の可否決定に係る通知者が受任者以外の者となっているので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 藤井寺市との放課後児童健全育成事業の事務委託に関する協議書の締結に際して、教育委員会からの委任規則に基づいた事務手続きとなっていないため、適正な事務処理を行うこと。

3 放課後児童室の入室許可に係る事務について

- (1) 八尾市放課後児童室条例施行規則第4条の規定では、入室の許可または不許可の決定をしたときは、規則に定められた通知書により児童の保護者に通知することとなっているが、入室許可通知書等の写しが保管されておらず、また通知書発送にかかる決裁も経ていないため、適正な事務

処理を行うこと。

- (2) 放課後児童室の入室許可に際し、申請書下段の担当課記載欄のうち、就労確認日及び決定区分（許可・不許可）が記載されていないため、適正な事務処理を行うこと。
- (3) 放課後児童室の利用時間の延長については、保護者から放課後児童室時間延長申込書により申請を受け、延長を認める場合は放課後児童室時間延長確認通知書を送付しているが、時間延長申請書が放課後児童室入室許可申請書に添付されているだけで、時間延長の決定に係る事務手続きが不十分であるため、適正な事務処理を行うこと。

4 保育料の減免に係る事務について

- (1) 保育料の減免申請書は入室許可申請書に添付されているが、減免の審査・決定に係る事務手続きが不十分であるため、適正な事務処理を行うこと。なお、「放課後児童室保育料減免可否通知書」には減免率と減免適用期間が明記されているが、減免適用後の保育料額が記載されていないため、様式の変更を検討すること。
- (2) 6月末までに申請された減免申請については、一括して審査・決定を行っているが、決定通知の写しが保管されていないため、適正な事務処理を行うこと。
- (3) 減免の決定に伴い既納の保育料の還付が発生しているが、還付決定に係る事務手続きが不十分なため、適正な事務処理を行うこと。
- (4) 減免申請理由の適用欄が記入もれのまま申請を受付けているもの、申請書下段の担当課記載欄に必要事項が記載されていないもの等が見受けられるので、適切な事務処理に努めること。

5 放課後児童室の指導員について

- (1) 指導員の任用通知や退職承諾書が任用及び退職に関する伺書の決裁前に通知されているものが見受けられるので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 指導員の退職承諾や再雇用希望者に対する合格通知が任命権者以外の者となっているので、適正な事務処理を行うこと。なお、退職承認書の様式には承認日の記載がないため、適正な様式に改めること。
- (3) 指導員の超過勤務命令個人カードにおいて、八尾市職員の超過勤務手当支給規則第6条に定める超過勤務事務処理が行われていないため、適正な事務処理を行うこと。

6 契約事務について

- (1) 放課後児童室業務システム再構築事業の委託契約において、業務委託契約に基づく業務従事者の届出及び再委託申請書等が提出されていないため、適正な事務処理の確保に努めること。
- (2) 八尾市放課後児童室業務システム再構築事業に係る指名競争入札を実施するとして予定価格を定めているが、予定価格の決定が当該入札実施伺書の決裁前に行われていることから、適正な事務処理を行うこと。また、当該入札の実施予定日の約2ヶ月前に予定価格が決定されることから、入札の透明性・競争性を確保するためにも、予定価格の決定時期について見直しを行うこと。
- (3) 複数の契約事務において、見積書が微収されないまま随意契約が行われているが、随意契約の締結に際しては2者以上の見積を微収すること（財務規則第116条第2項）となっていることから、適正な契約事務を行うこと。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において随意契約が認められている場合でも、契約金額の根拠となることから見積書を微収すること。

7 文書事務について

- (1) 要綱の制定や改廃、内規の改正、審査会委員の委嘱に際して施行日や委嘱日が定められていないため、適正な事務処理を行うこと。
- (2) すべての伺書において、施行日が記入されておらず、また、決裁がもれているもの、契約締結

日より後に決裁されているもの、決裁日が記入されていないもの、鉛筆書きのもの等が散見されるため、適正な事務処理を行うこと。

- (3) 受発文書が文書処理簿において処理されていないもの等、八尾市文書取扱規程に基づく取扱いとなっていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

【桂青少年会館】

1 文書事務について

- (1) 伺書において起案番号が同一のものがあり、このうち1件は起案番号簿に記載されていない事例が見受けられ、適正な事務処理に改めること。
(2) 伺書において決裁日等の記載のないものが散見されたので、適正な事務処理に改めること。

2 契約事務について

業務委託契約における随意契約の締結において、複数者の見積書が微されていないもの、随意契約理由における地方自治法施行令の適用条項が記入されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

3 短期講座事業について

- (1) 短期講座事業における各講座では、参加費として材料費等の実費相当分を現金で徴している。講座運営における収支状況について講座開催ごとでは確認できるものの、事業全体分について確認できるものが見受けられなかつたので、現金取扱いにおける収支及び出納管理について適切な事務処理を行うこと。なお、参加費については、市の歳入として処理を行うことについて検討すること。
(2) 短期講座開催ごとに収支報告書が作成されているが、支出明細項目の記載内容が不明瞭なもの、支出金額の合計金額が誤っているもの、支出額に関する添付資料がないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。

4 備品について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、現品が確認できず台帳との照合が出来ないものがあったので、適正な備品管理を行うこと。

【安中青少年会館】

1 伺書について

事業実施の伺書において、見積書の添付がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

2 短期講座事業について

短期講座事業における各講座では、参加費として材料費等の実費相当分を現金で徴している。講座運営における収支状況について講座開催ごとでは確認できるものの、事業全体分について確認できるものが見受けられなかつたので、現金取扱いにおける収支及び出納管理について適切な事務処理を行うこと。なお、参加費については、市の歳入として処理を行うことについて検討すること。